## 農林3-1

許認可等の内容	分割納付の承認		
根拠法令及び条項 鳥取市農林水産業振興事業分担金徴収条例第5条第1項ただし書			
担 当 課	農村整備課	処分権者	市長
標準処理期間	10 日	設 定 日	平成8年4月1日

## 審査基準

分担金の分割納付の承認は、条例第5条第1項ただし書の規定により特別の事由があると認められるかどうかについて審査し、決定する。

ここで、「特別の事由」とは、震災、風水害、火災その他これらに類する災害等により、著しい損害を受けたなどの事由により分担金を一時に支払うことが困難である場合をいい、これらに該当するかどうかについては、個々のケースに応じて判断することとする。

## 農林3-2

許認可等の内容 分担金の徴収の延期等			
根拠法令及び条項	項 鳥取市農林水産業振興事業分担金徴収条例第6条第1項		
担 当 課	農村整備課	処分権者	市長
標準処理期間	10 日	設 定 日	平成8年4月1日

## 審査基準

分担金の徴収の延期又は減免は、条例第6条第1項の規定により災害その他の事由により必要があると認められるかどうかについて審査し、決定する。

ここで、「災害その他の事由」とは、震災、風水害、火災その他これらに類する災害等により、著しい損害を受けたなどの事由により分担金を支払うことが困難である場合をいい、これらに該当するかどうかについては、個々のケースに応じて判断することとする。